

議案第60号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 専決第3号 長岡市市税条例の一部改正について
- 2 専決第4号 長岡市都市計画税条例の一部改正について
- 3 専決第5号 令和7年度長岡市一般会計補正予算

専決第3号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田達伸

長岡市市税条例の一部改正について

改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止等について、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(納税証明事項)</p> <p>第16条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第18条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第45条、第45条の2若しくは第45条の5（第56条の5の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第16条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第18条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第45条、第45条の2若しくは第45条の5（第56条の5の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）</p>

4 第 1 項（第47条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第 1 項（法第321条の 8 第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第56条の 5、第70条\_\_\_\_\_、第89条第 2 項、第107条第 1 項若しくは第 2 項、第111条第 2 項、第117条、第134条の11第 1 項又は第138条第 2 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) \_\_\_\_\_第107条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第134条の11第 1 項の申告書に係る税額（第 4 号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の

4 第 1 項（第47条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第48条第 1 項（法第321条の 8 第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第56条の 5、第70条、第87条の 6 第 1 項、第89条第 2 項、第107条第 1 項若しくは第 2 項、第111条第 2 項、第117条、第134条の11第 1 項又は第138条第 2 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第87条の 6 第 1 項、第107条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第134条の11第 1 項の申告書に係る税額（第 4 号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の

翌日から1月を経過する日までの期間

(3) \_\_\_\_\_第107条第1項若しくは第2項の申告書又は第134条の11第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第34条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び\_\_\_\_\_第35条の8において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者)

第86条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第87条の6第1項、第107条第1項若しくは第2項の申告書又は第134条の11第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(所得割の課税標準)

第34条 (略)

2 (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第35条の8において「特定配当等」という。） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 (略)

(軽自動車税の納税義務者)

第86条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に

2 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみならず課税)

第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が、法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第87条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)

以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。  
(環境性能割の課税標準)

第87条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。  
(環境性能割の税率)

第87条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1



<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
<p>_____</p>	<p>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</p> <p>(環境性能割の減免)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第87条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第96条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</p>
<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。</p>
<p>(軽自動車税の税率)</p>	<p>(種別割_____の税率)</p>
<p>第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第88条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割_____の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p>	<p>(種別割_____の賦課期日及び納期)</p>
<p>第89条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p>	<p>第89条 種別割_____の賦課期日は、4月1日とする。</p>
<p>2 軽自動車税の納期は、5月16日から同月31日までとする。</p>	<p>2 種別割_____の納期は、5月16日から同月31日までとする。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(軽自動車税の徴収の方法)</p>	<p>(種別割_____の徴収の方法)</p>

第90条の2 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税の納税通知書)

第91条 軽自動車税の納税通知書は、規則で定める様式による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第92条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、その者の住所を証明すべき書類を添付しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用

第90条の2 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割の納税通知書)

第91条 種別割の納税通知書は、規則で定める様式による。

(種別割に関する申告又は報告)

第92条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、その者の住所を証明すべき書類を添付しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用

者にあっては法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては法施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第93条 (略)

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第95条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければ

者にあっては法施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては法施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては法施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第93条 (略)

2・3 (略)

(種別割の減免)

第95条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを提出しなければ

ならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第96条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精

ならない。

(1)～(8) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第96条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精

神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規

神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規

定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車又は小型特殊自動車の標識の交付等)

第97条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第92条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書

\_\_\_\_\_を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第87条の2又は第86条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書

\_\_\_\_\_を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識

定によって種別割\_\_\_\_\_の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車又は小型特殊自動車の標識の交付等)

第97条 新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第92条第1項の申告書を提出する際、法施行規則第33号の5様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示（市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。）をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

2 法第445条若しくは第87条の2又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割\_\_\_\_\_を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、法施行規則第33号の5様式による申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識

の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、法第445条若しくは第87条の2又は第86条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対し軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

---

---

---

---

---

---

の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、法第445条若しくは第87条の2又は第86条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対し種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第11条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用

を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第35条の7及び第35条の8第1項の規定の適用については、第35条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第11条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第11条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までには提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第



第12条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の4第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の3第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項 \_\_\_\_\_ 及び附則第11条の4の規定にかかわらず、法附則第

第12条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の4第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めたときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の3第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第34条から第35条の3まで、第35条の5から第35条の7まで、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項、附則第11条の3の2第1項及び附則第11条の4の規定にかかわらず、法附則第

6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条の2 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14・15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の3 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする

6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第14条の2 (略)

2～12 (略)

13 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14・15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第14条の3 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする

る者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

る者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (略)

9・10 (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家

(6) (略)

7 (略)

8 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

9・10 (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家

屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第21条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章の規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 新潟県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車<sup>が</sup>法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 新潟県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の4の規定により読み





\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
(軽自動車税\_\_\_\_\_の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項\_\_\_\_\_において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税\_\_\_\_\_に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第22条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する\_\_\_\_\_車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第88条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項 \_\_\_\_\_ に規定するガソリン軽自動車(以下この項 \_\_\_\_\_ において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分 \_\_\_\_\_ の軽自動車税 \_\_\_\_\_ に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

(軽自動車税 \_\_\_\_\_ の賦課徴収の

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の

特例)

第23条 市長は、軽自動車税\_\_\_\_\_の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額について不足額があることを第89条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税\_\_\_\_\_に関する規定(第92条及び第93条の規定を除く。)を適用する。

特例)

第23条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第89条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第92条及び第93条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税\_\_\_\_\_の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第24条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項

\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税

(3)～(5) (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税

の課税の特例)

第26条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の

規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第26条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に

の課税の特例)

第26条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の

規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第26条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第26条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に

限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項

限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項

に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項

の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中

に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第28条 (略)

2～4 (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の

規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第29条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項の

規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の

規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合に

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項の

規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項、附則第11条第1項、附則第11条の3第1項及び附則第11条の3の2第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合に

は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項

中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中

は、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項

\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の2の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、

「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第30条の2の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、

第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項

\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項及び第11条の3第1項

\_\_\_\_\_中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35

第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) (略)

3・4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第11条第1項、第11条の3第1項及び第11条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35

<p>条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第30条の2の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の長岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(長岡市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 長岡市市税条例の一部を改正する条例（平成26年長岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「の種別割」を削る。

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田達伸

長岡市都市計画税条例の一部改正について

改正理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

長岡市都市計画税条例（昭和45年長岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>11 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項、第14項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第30項、第31項、第32項若しくは第43項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>11 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項、第32項、第33項若しくは第44項</u>、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第27項から第30項まで」とあるのは「若しくは第27項から第30項まで又は法附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の長岡市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市一般会計補正予算

議案第64号

長岡市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する  
条例の制定について

長岡市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例  
を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の支援措置を活用した企  
業の設備投資に係る固定資産税の不均一課税を実施するため、必要な事項を定め  
るもの

長岡市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により原子力発電施設等立地地域に指定された本市における固定資産税の特別措置について、必要な事項を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 市長は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）から令和9年3月31日までの期間（当該期間内に原子力発電施設等立地地域に該当しないこととなった場合については、公布日からその該当しないこととなる日までの期間）内に、製造の事業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売業の用に供する設備（一の設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までの規定に掲げるものであって、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第2項に規定する特定償却資産（倉庫業の用に供するものを除く。以下「特定償却資産」という。）に該当するものを含むものに限る。）の取得価額の合計額が2,700万円を超え、かつ、道路貨物運送業、こん包業又は卸売業の用に供するものにあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）の数が15人を超えるものに限るとし、法第2条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。以下「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対し、対象設備である家屋及び償却資産（特定償却資産に該当するものに限る。）並びに当該家屋の敷地である土地（公布日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について不均一の課税（以下「不均一課税」という。）をすることができる。

(不均一課税の期間及び税率)

第3条 前条の規定による不均一課税の期間は、固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り、不均一課税の税率は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第1年度 0
- (2) 第2年度 100分の0.35
- (3) 第3年度 100分の0.7

(不均一課税の申請)

第4条 第2条の規定により不均一課税を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない。

(不均一課税の取消し)

第5条 市長は、不均一課税を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その不均一課税の措置を取り消すことができる。

- (1) 市税の納付を怠ったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為により不均一課税を受けたとき。
- (3) この条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に定めるときのほか、市長が不相当と認めたとき。

(報告又は調査)

第6条 市長は、不均一課税を受ける者に対し、必要な事項について報告を求め、又は調査することができる。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者については、適用しない。

- (1) 長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第1号）第2条
- (2) 長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第2号）第2条

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)

2 長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者については、適用しない。

(1) 長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第2号）第2条

(2) 長岡市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（令和8年長岡市条例第 号）第2条

(長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)

3 長岡市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(適用除外)

第7条 この条例の規定は、次の各号に掲げる規定の適用を受ける者については、適用しない。

(1) 長岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（令和7年長岡市条例第1号）第2条

(2) 長岡市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例（令和8年長岡市条例第 号）第2条

議案第65号

長岡市企業立地促進条例の廃止について

長岡市企業立地促進条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

企業の設備投資に対する固定資産税の優遇措置について、国の支援措置を活用した制度体系に見直すため、条例を廃止するもの

長岡市企業立地促進条例を廃止する条例

長岡市企業立地促進条例（平成20年長岡市条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、廃止前の長岡市企業立地促進条例第2条第1号に規定する対象地区内の土地の直接取得（同条第2号に規定する直接取得をいう。）をした事業所及び同条例第6条第1項の規定により指定を受けた事業所については、同条例の規定は、なおその効力を有する。

議案第66号

長岡市市税条例の一部改正について

長岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の免税点の見直し等について、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の6 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の3 第22条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第35条の6 (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項</u> _____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の3 第22条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金</p>

等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の4の2第1項第3号並びに第36条の4の3第1項及び第2項第4号において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の

等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の4の2第1項第3号及び第36条の4の3第1項\_\_\_\_\_において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の

控除を受けようとするものを除く。  
以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第23条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定

控除を受けようとするものを除く。  
以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第23条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の4の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定

する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る\_\_\_\_\_。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第56条の7第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の4の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）

する事業専従者に該当するものを除き、

\_\_\_\_\_合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第56条の7第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の4の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年



(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第22条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第55条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第22条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であ

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

って、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

---

---

---

---

---

---

---

(4) 前各号に掲げる事項のほか、法施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

---

---

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所

得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に関り、法施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する \_\_\_\_\_ ことができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8 \_\_\_\_\_ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第69条 同一の者について、その者の

得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に関り、法施行規則で定めるところにより、前項 \_\_\_\_\_ 又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項 \_\_\_\_\_ 又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出 \_\_\_\_\_ することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3 \_\_\_\_\_ において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第69条 同一の者について、その者の

所有に係る土地、家屋又は償却資産  
に対して課する固定資産税の課税標  
準となるべき額が、土地又は家屋に  
あつては30万円\_\_\_\_\_、  
\_\_\_\_\_、償却資産にあつては180万円に  
満たない場合においては、固定資産  
税を課さない。

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払  
った場合の医療費控除の特例)

#### 第10条 平成30年度以後\_\_\_\_\_

\_\_\_\_の各年度分の個人の市民税に限り、  
法附則第4条の5第3項の規定に該当する  
場合における第35条の2の規定による  
控除については、その者の選択により、  
同条中「同条第1項」とあるのは「同  
条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」  
とあるのは「まで並びに法附則第4条  
の5第3項の規定により読み替えて適  
用される法第314条の2第1項(第2  
号に係る部分に限る。)」として、同  
条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別  
税額控除)

#### 第11条の3 平成22年度から令和25年 度までの各年度分の個人の市民税に 限り、所得割の納税義務者が前年分 の所得税につき租税特別措置法第41 条又は第41条の2の2の規定の適用 を受けた場合(同法第41条第1項に 規定する居住年が平成21年から令和

所有に係る土地、家屋又は償却資産  
に対して課する固定資産税の課税標  
準となるべき額が、土地\_\_\_\_\_に  
あつては30万円、家屋にあつては20  
万円、償却資産にあつては150万円に  
満たない場合においては、固定資産  
税を課さない。

#### 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払  
った場合の医療費控除の特例)

#### 第10条 平成30年度から令和9年度ま での各年度分の個人の市民税に限り、

\_\_\_\_の各年度分の個人の市民税に限り、  
法附則第4条の5第3項の規定に該当する  
場合における第35条の2の規定による  
控除については、その者の選択により、  
同条中「同条第1項」とあるのは「同  
条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」  
とあるのは「まで並びに法附則第4条  
の5第3項の規定により読み替えて適  
用される法第314条の2第1項(第2  
号に係る部分に限る。)」として、同  
条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別  
税額控除)

#### 第11条の3 平成22年度から令和20年 度までの各年度分の個人の市民税に 限り、所得割の納税義務者が前年分 の所得税につき租税特別措置法第41 条又は第41条の2の2の規定の適用 を受けた場合(同法第41条第1項に 規定する居住年が平成21年から令和

12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第11条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第26条第1項、附則第28条第1項、附則第29条第1項、附則第29条の2第1項又は附則第30条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第11条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第26条第1項、附則第28条第1項、附則第29条第1項、附則第29条の2第1項又は附則第30条第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項\_\_\_\_\_の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第13条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第26条の2 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税

第13条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項

に規定するところにより控除すべき額を、第35条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第26条の2 （略）

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税

の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等予定地のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の3第1項ただし書、第36条の4の2及び第36条の4の3の改正規定並びに附則第10条及び附則第11条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第69条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第35条の6第2項の改正規定並びに附則第11条の4の改正規定、附則第13条の2及び附則第26条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の長岡市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の4の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の4の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の長岡市市税条例第36条の4の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第11条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定によ

る改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第26条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第26条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例第69条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第67号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

秋葉中学校と刈谷田中学校を再編し、令和11年度から栃尾中学校を設置することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例  
 (長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例(昭和39年長岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後		改正前	
別表第2(第1条関係)		別表第2(第1条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
〃 栃尾中	〃 吉水353番地	〃 秋葉中	〃 上の原町6番
学校		学校	3号
(略)	(略)	〃 刈谷田	〃 吉水353番地
		中学校	
		(略)	(略)

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例(平成17年長岡市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後							改正前						
別表（第4条関係）							別表（第4条関係）						
1 （略）							1 （略）						
2 運動場使用料（使用1回につき）							2 運動場使用料（使用1回につき）						
学校名	屋内運動場			屋外運動場			学校名	屋内運動場			屋外運動場		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
(略)							(略)						
-----							長岡市立秋 葉中学校						
長岡市立栃 尾中学校							長岡市立刈 谷田中学校						
2,000円 2,500円 3,000円							3,000円 3,800円 3,000円						
(略)							(略)						
3 武道場使用料（使用1回につき）							3 武道場使用料（使用1回につき）						
学校名	午前	午後	夜間				学校名	午前	午後	夜間			
(略)							(略)						
-----							長岡市立秋 葉中学校						
長岡市立栃 尾中学校							長岡市立刈 谷田中学校						
700円 900円							700円 900円						
(略)							(略)						
備考 （略）							備考 （略）						

附 則

この条例は、令和11年4月1日から施行する。

議案第68号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

国の定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等について、所要の改正を行うもの

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第5条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供される</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第5条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第6条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第2項及び第5項、第15条並びに第16条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供される</p>

よう、次に掲げる事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所

よう、次に掲げる事項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に係る連携協力

を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_により保育の提供を受けて

いた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所

定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第12条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第17条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての

定員が20人以上のものに限る。)\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

第12条 削除

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第17条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第26条 小規模保育事業は、その設備、職員の資格、人数等により、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）に区分する。

(職員)

第28条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務す

重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項

(7)～(11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第26条 小規模保育事業は、その設備、職員の資格、人数等により、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型

に区分する。

(職員)

第28条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号\_\_\_\_\_の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務す



育を行うに当たって、当該事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（職員）

第30条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する看護師等 \_\_\_\_\_ を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（利用定員）

第34条 小規模保育事業C型を行う事

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（職員）

第30条 （略）

2 （略）

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（利用定員）

第34条 小規模保育事業C型を行う事

業所は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等 \_\_\_\_\_ を1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第47条 (略)

業所は、法第6条の3第10項 \_\_\_\_\_ の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第44条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(職員)

第47条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第48条 第23条から第25条まで及び第27条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第27条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び

2 (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(準用)

第48条 第23条から第25条まで及び第27条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第27条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び

管理する事業主が事業を行う場所に  
附属して設置する炊事場を含む。第  
4号において同じ。)」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(満3歳  
以上限定小規模保育事業者及び特例  
保育所型事業所内保育事業者を除  
く。)は、連携施設の確保が著しく困  
難であって、子ども・子育て支援法  
第59条第4号に規定する事業による  
支援その他の必要な適切な支援を行  
うことができると市長が認める場合  
は、第5条第1項本文の規定にかか  
わらず、施行日から起算して15年を  
経過する日までの間は、連携施設の  
確保をしないことができる。

第9条 前2条の規定を適用するとき  
は、保育士(法第18条の18第1項の  
登録を受けた者をいい、第28条第3  
項若しくは第4項若しくは第44条第  
3項若しくは第4項又は前2条の規  
定により保育士とみなされる者を除  
く。)を、前2条の規定の適用がな  
いものとした場合の第28条第2項又  
は第44条第2項により算定される保  
育士の数 の3分の2以  
上、置かなければならない。

管理する事業主が事業を行う場所に  
附属して設置する炊事場を含む。第  
4号において同じ。)」と、同条第4  
号中「次号」とあるのは「第48条に  
おいて準用する第27条第5号」とす  
る。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(  
特例  
保育所型事業所内保育事業者を除  
く。)は、連携施設の確保が著しく困  
難であって、子ども・子育て支援法  
第59条第4号に規定する事業による  
支援その他の必要な適切な支援を行  
うことができると市長が認める場合  
は、第5条第1項本文の規定にかか  
わらず、施行日から起算して15年を  
経過する日までの間は、連携施設の  
確保をしないことができる。

第9条 前2条の規定を適用するとき  
は、保育士(法第18条の18第1項の  
登録を受けた者をいい、第28条第3  
項 若しくは第44条第  
3項 又は前2条の規  
定により保育士とみなされる者を除  
く。)を、保育士の数(前2条の規  
定の適用がないとした場合の第28条  
第2項又は第44条第2項により算定  
されるものをいう。)の3分の2以  
上、置かなければならない。

(長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の一部改正)

第2条 長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和6年長岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間</u>、改正後の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、適用しない。この場合において、改正前の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定(満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。)</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間</u>、改正後の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定</u>は、適用しない。この場合において、改正前の第28条第2項、第30条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の<u>規定</u>は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。</p>

(長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)



認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) \_\_\_\_\_利用定員に関する事項

(7)～(11) (略)

（乳児等通園支援事業の区分）

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第15条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員に関する事項

(7)～(11) (略)

（乳児等通園支援事業の区分）

第19条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同

法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第26条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第26条 乳児等通園支援事業者及びその \_\_\_\_\_ 職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以

下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加えるものとする。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (<u>第51条—第52条</u>)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 (<u>同項第3号に掲げる事業を除く。</u>) をいう。</p> <p>(6)の2 <u>満3歳以上限定小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 (<u>同項第3号に掲げる事業に限る。</u>) をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (<u>第51条・第52条</u>)</p> <p>第4章 (略)</p> <p>附則 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>小規模保育事業</u> 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業_____をいう。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>



3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 （略）  
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子ども

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 （略）  
（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子

\_\_\_\_\_に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 （略）

（特定教育・保育の提供の記録）

第12条 （略）

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

2・3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを

どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 （略）

（教育・保育の提供の記録）

第12条 （略）

（利用者負担額等の受領）

第13条 （略）

2・3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを

除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 教育認定子ども

77,101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の

除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満である者に対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の

世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_  
負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2

世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども  
負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2

項 \_\_\_\_\_ に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。)

(8)～(11) (略)

(利用定員の遵守)

第22条 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子ども

\_\_\_\_\_ に対し、特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場

項及び第3項に規定する選考方法 \_\_\_\_\_ を含む。)

(8)～(11) (略)

(定員の遵守)

第22条 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園

\_\_\_\_\_ である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用保育

を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場

合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども

\_\_\_\_\_及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「教育認定子ども

\_\_\_\_\_」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、

合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、





第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。))を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

---

---

---

---

---

---

---

---

第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第37条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。))ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもと

し、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）

は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者

は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章

において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。



定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7

定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_により  
特定地域型保育  
\_\_\_\_\_



3号に係る連携協力を求めることを要しない。

9 (略)

10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

11 (略)

12 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければ

8 (略)

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 (略)

11 (略)

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければ

ればならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(利用定員の遵守)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる

ればならない。

(1)～(6) (略)

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第39条第2項に規定する選考方法 \_\_\_\_\_を含む。）

(8)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(定員の遵守)

第48条 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる

記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども

を除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項

中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各

記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育

と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える

号（幼保連携型認定こども園である  
特定教育・保育施設の職員にあって  
は、認定こども園法第27条の2第1  
項各号、学校教育法第1条に規定す  
る幼稚園である特定教育・保育施設  
の職員にあっては、同法第28条第2  
項において準用する認定こども園法  
第27条の2第1項各号）」とあるの  
は「各号」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者（満3  
歳以上限定小規模保育事業者を除  
く。以下この条において同じ。）が  
教育認定子ども

\_\_\_\_\_に対し特別利用地域型保  
育を提供する場合には、長岡市家庭  
的保育事業等の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例に定める基準を  
遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の  
規定により特別利用地域型保育を提  
供する場合には、当該特別利用地域  
型保育に係る教育認定子ども

\_\_\_\_\_及び特定地  
域型保育事業所を現に利用している  
満3歳未満保育認定子ども（第52条  
第1項の規定により特定利用地域型  
保育を提供する場合には、当該特定  
利用地域型保育の対象となる  
満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者  
\_\_\_\_\_が

法第19条第1号に掲げる小学校就学  
前子どもに該当する教育・保育給付  
認定子どもに対し特別利用地域型保  
育を提供する場合には、長岡市家庭  
的保育事業等の設備及び運営に関す  
る基準を定める条例に定める基準を  
遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の  
規定により特別利用地域型保育を提  
供する場合には、当該特別利用地域  
型保育に係る法第19条第1号に掲げ  
る小学校就学前子どもに該当する教  
育・保育給付認定子ども及び特定地  
域型保育事業所を現に利用している  
満3歳未満保育認定子ども（次条第  
1項）の規定により特定利用地域型  
保育を提供する場合には、当該特定  
利用地域型保育の対象となる  
法第19条第2号に掲げる小学校就学

\_\_\_\_\_を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。))において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定

前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項\_\_\_\_\_において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項\_\_\_\_\_を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章\_\_\_\_\_において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)

\_\_\_\_\_」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

\_\_\_\_\_に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」と

給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

\_\_\_\_\_」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」と

あるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第51条の2 特定地域型保育事業者

（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項

あるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定

める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども

\_\_\_\_\_（第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者 \_\_\_\_\_が

法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域

型保育の対象となる教育認定子ども

\_\_\_\_\_を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる、満3歳以上保育認定子ども

\_\_\_\_\_（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及

型保育の対象となる法第19条第1号

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者

\_\_\_\_\_」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

\_\_\_\_\_（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及

<p>び満3歳以上保育認定子ども（<u>特定満3歳以上保育認定子どもを除く。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>び満3歳以上保育認定子ども（<u>令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。</u>）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p>
--	---

（長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 長岡市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年長岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
<p>（一般原則） 第2条 （略） 2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>その提供する特定乳児等通園支援</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければな</p>	<p>（一般原則） 第2条 （略） 2 特定乳児等通園支援事業者は、<u>当該特定乳児等通園支援事業者</u>を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければな</p>

らない。

3 (略)

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3条 特定乳児等通園支援事業者は

\_\_\_\_\_、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情

らない。

3 (略)

4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

(1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども

(2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者\_\_\_\_\_を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情

を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_との円滑な接続に資するよう、

を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者 \_\_\_\_\_の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者 \_\_\_\_\_の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_特定教育・保育 (法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。)及び \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_特定地域型保育 (法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)との円滑な接続に資するよう、

乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(支払)

第12条 (略)

2 (略)

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援 の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4・5 (略)

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の

乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(支払)

第12条 (略)

2 (略)

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4・5 (略)

(揭示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の

申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 （略）

（電磁的記録等）

第33条 （略）

2～5 （略）

申込みをした者の特定乳児等通園支援事業者の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業者     を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 （略）

（電磁的記録等）

第33条 （略）

2～5 （略）

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載

事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。	事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の改正規定及び第3条中長岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の2の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第69号

長岡市おぐに森林公園条例の一部改正について

長岡市おぐに森林公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

入浴施設のリニューアルに伴い、自然休養体験館（養楽館）の入館（入浴）料を改正するもの

長岡市おぐに森林公園条例の一部を改正する条例

長岡市おぐに森林公園条例（平成17年長岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第6条、第14条関係）		別表（第6条、第14条関係）	
1 自然休養体験館（養楽館）		1 自然休養体験館（養楽館）	
区分	使用料	区分	使用料
入館（入浴をする場合に限る。）	1回につき 中学生以上 <u>700円</u> 小学生 <u>350円</u>	入館（入浴をする場合に限る。）	1回につき 中学生以上 <u>400円</u> 小学生 <u>200円</u>
(略)		(略)	
備考 <u>就学前の者の入館に係る使用料は、無料とする。</u>		備考 _____ _____	
_____		1 <u>就学前の者の入館に係る使用料は、無料とする。</u>	
_____		2 <u>65歳以上の者が月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に入館した場合の使用料は、200円とする。</u>	
_____		_____	
_____		_____	
_____		_____	
2～5 (略)		2～5 (略)	

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

議案第70号

長岡市農業集落排水施設条例の一部改正について

長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

おおみしま地区農業集落排水施設について、特定環境保全公共下水道（小国処理区）に編入するため、当該地区を農業集落排水区域から除くもの

長岡市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

長岡市農業集落排水施設条例（平成3年長岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名称	処理区域	処理施設 の名称	処理施設 の位置	名称	処理区域	処理施設 の名称	処理施設 の位置
(略)				(略)			
				おおみ しま地 区農業 集落排 水施設	長岡市小 国 町 大 貝、小国 町三桶及 び小国町 苔野島の 各一部	おおみし ま地区処 理場	長岡市小 国町苔野 島950番 地 1
(略)				(略)			

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第71号

長岡市水道事業の設置等に関する条例及び長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

長岡市水道事業の設置等に関する条例及び長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市水道事業の設置等に関する条例及び長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 長岡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年長岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する損害賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の9</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の損害賠償の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する損害賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第<u>243条の2の8</u>第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の損害賠償の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

(長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年長岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

## 議案第72号

### 和解について

平成25年度消防救急デジタル無線整備工事等の契約に関し、独占禁止法違反が認定された事業者と本市に生じた損害の賠償について、次のとおり和解をするものとする。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

#### 1 和解する相手方

神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号 株式会社 ゼネラル  
代表取締役社長 蛭子 毅

#### 2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、解決金として金32,354,428円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

## 議案第73号

### 和解及び損害賠償について

令和4年11月25日に鳥越クリーンセンターで発生した人身事故に関する損害賠償請求事件について、次のとおり和解をし、損害を賠償するものとする。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田 達 伸

#### 1 和解する相手方

新潟市在住者2名（以下「原告」という。）

大阪市北区梅田1丁目13番1号 アイテック株式会社

代表取締役 佐藤 英司

#### 2 和解事項

- (1) 長岡市及びアイテック株式会社（以下「長岡市等」という。）は連帯して、原告に対し、アイテック株式会社の既払金とは別に金57,000,000円を支払うものとする。
- (2) 長岡市は、原告に対し、前号の金額からアイテック株式会社が負担する金24,000,000円を除いた金33,000,000円を支払うものとする。
- (3) 長岡市等は、アイテック株式会社の従業員が設置・管理に瑕疵があった本件施設において作業中に死亡するという痛ましい重大事故が発生したことについて原告に謝罪し、死亡した従業員の冥福を祈るとともに、このような事故を二度と起こさないよう努める。
- (4) 長岡市と原告及びアイテック株式会社との間には、前3号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

議案第74号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

# 認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員 (m)	摘 要
	終 点		延長 (m)	
中之島920号線	中之島字五十刈1694番2地先		3.8~10.0	図1 ア~イ
	杉之森字裏田445番2地先		45.3	
中之島921号線	中之島字五十刈1681番2地先		3.8~18.0	図1 ウ~エ
	中之島中央157番地先		47.6	
中之島922号線	中之島字御手庭1308番2地先		2.3~15.7	図1 オ~カ
	中之島字御手庭1407番地先		218.9	

# 変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点		重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点			延長(m)	
旧	中之島205号線	中之島字五十刈1660番地先			2.5~8.0	☒ 1 キ~ク
		中之島中央194番1地先			169.1	
新	中之島205号線	中之島字五十刈1626番1地先			4.0~8.0	☒ 1 ケ~ク  (120.3m廃止)
		杉之森字裏田460番1地先			48.8	
旧	中之島206号線	杉之森字裏田445番1地先			3.0~13.0	☒ 1 イ~コ
		中之島字三並569番5地先			581.3	
新	中之島206号線	中之島字三並1210番1地先			6.0~13.1	☒ 1 サ~コ  (358.4m廃止)
		中之島字三並569番6地先			222.9	
旧	中之島246号線	中之島字二本木1539番1地先			2.1~21.7	☒ 1 シ~ス
		猫興野字村浦360番1地先			1,322.4	
新	中之島246号線	中之島字郷三郎900番1地先			2.8~21.7	☒ 1 セ~ス  (862.0m廃止)
		猫興野字村浦360番1地先			460.4	
旧	中之島251号線	中之島字腰巻674番1地先			3.0~18.0	☒ 1 ソ~エ
		中之島中央157番地先			806.1	
新	中之島251号線	中之島字腰巻507番4地先			4.0~12.7	☒ 1 ソ~タ  (432.0m廃止)
		中之島字三並565番94地先			374.1	
旧	中之島252号線	中之島字三並1169番1地先			2.3~15.7	☒ 1 チ~カ
		中之島字御手庭1407番地先			520.4	
新	中之島252号線	中之島字三並1169番1地先			6.0~16.0	☒ 1 チ~ツ  (456.8m廃止)
		中之島字三並1183番1地先			63.6	

# 変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点		延長(m)	
旧	中之島858号線	中之島字三並1134番2地先		2.8~3.6	図1 テ~ト
		中之島字三並1139番2地先		58.4	
新	中之島858号線	中之島字三並1133番1地先		4.9~7.0	図1 ナ~ト  (11.7m延長)
		中之島字三並1124番3地先		70.1	

## 廃 止 調 書

路線名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
574号線	幸町3丁目7番1地先		4.0~9.9	☒2 ア~イ
	幸町3丁目5番13地先		19.5	
中之島207号線	中之島字三並1133番1地先		2.7~7.0	☒1 ナ~ニ
	中之島字五十刈1645番1地先		358.4	
中之島247号線	中之島字五十刈1586番1地先		2.0~6.1	☒1 ヌ~ネ
	中之島字御手庭1247番1地先		838.7	
中之島248号線	中之島字五十刈1656番1地先		2.2~3.0	☒1 ノ~ハ
	中之島字御手庭1314番1地先		565.3	

議案第75号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
川崎東小学校 校舎等大規模 改造工事	校舎 鉄筋コンクリート造り4階 建て(4,856㎡) 屋上防水、外壁、内装改 修 プール附属屋 ブロック造り平家建て(63 ㎡) 屋上防水、外壁改修 屋内運動場 鉄骨造り平家建て(1,157㎡) 屋根、外壁、建具改修	1,685,200,000円	長岡市喜多町 1078番地1 中越・共栄・永井 川崎東小学校校舎 等大規模改造特定 共同企業体

議案第76号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
川崎東小学校 校舎等大規模 改造電気設備 工事	電気設備工事 一式	261,910,000円	長岡市住吉3丁目 5番10号 石崎防災電設株式 会社

議案第77号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
川崎東小学校 校舎等大規模 改造機械設備 工事	機械設備工事 一式	376,838,000円	長岡市中之島 565番地87 今泉・渡辺川崎東 小学校校舎等大規 模改造機械設備特 定共同企業体

議案第78号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
川口地域交流拠点施設（仮称）建設工事	増築棟 鉄骨造り2階建て（1,323.78㎡） 多目的スペース、調理室、子育て支援スペース等 既存棟 鉄筋コンクリート造り3階建て（1,757.87㎡） 屋上防水、外壁、内装、空調設備、照明設備、その他設備改修	920,700,000円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石・高正・古西屋川口地域交流拠点施設（仮称）建設特定共同企業体

議案第79号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
川口地域交流拠点施設（仮称）建設電気設備工事	電気設備工事 一式	221,980,000円	長岡市来迎寺甲 2621番地4 三友電工舎・和興 電機川口地域交流 拠点施設（仮称） 建設電気設備特定 共同企業体

議案第80号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
川口地域交流拠点施設（仮称）建設機械設備工事	機械設備工事 一式	174,328,000円	長岡市喜多町 1077番地3 三協設備工業株式会社

議案第81号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
長岡ニュータウン運動公園サッカー場人工芝張替工事	人工芝張替工事 一式	252,439,000円	長岡市寺泊松沢町 9353番地14 中元組・テック柏 長岡ニュータウン運動公園サッカー場人工芝張替特定 共同企業体

議案第82号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

工事名	工事内容	契約金額	契約の相手方
道路改良工事 (市道越路 191号線ほか)	<p>道路改良</p> <p>延長 282.8m</p> <p>幅員 11.2～15.0m</p> <p>変更前</p> <p>擁壁工(185m)</p> <p>排水構造物工(828m)</p> <p>路盤工(車道)(2,980㎡)</p> <p>路盤工(歩道)(1,490㎡)</p> <p>防護柵工(333m)</p> <p>道路附属物施設工(462m)</p> <p>変更後</p> <p>擁壁工(185m)</p> <p>排水構造物工(828m)</p> <p>路盤工(車道)(2,980㎡)</p> <p>路盤工(歩道)(1,490㎡)</p> <p>防護柵工(333m)</p> <p>道路附属物施設工(462m)</p> <p>置換工(2,500㎡)</p> <p>仮設工(一式)</p>	<p>変更前</p> <p>362,144,200円</p> <p>変更後</p> <p>383,969,300円</p>	<p>長岡市千秋2丁目</p> <p>2788番地1</p> <p>越後交通工業・白</p> <p>井組7道整補第2</p> <p>号道路改良特定共</p> <p>同企業体</p>

議案第83号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
物 品	スポットクーラー 149 台	21,307,000円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第84号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
物 品	ポータブル電源 149 台	51,956,300円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第85号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
情報機器	教育用タブレット端末 13,110台	664,663,890円	長岡市金房3丁目3番2号 株式会社NS・コンピュー ターサービス

議案第86号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	水槽付消防ポンプ自動車 1台	80,300,000円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第87号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	消防ポンプ自動車 1台	69,630,000円	長岡市原町1丁目5番地15 株式会社シマキュウ

議案第88号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	高規格救急自動車 2台	50,820,000円	長岡市川崎町590番地 新潟トヨタ自動車株式 会社長岡川崎店

議案第89号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田 達 伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	救助工作車 1台	188,760,000円	上越市大字石沢1416番地20 株式会社大昭商事

議案第90号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田 達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	指揮隊車 1台	31,900,000円	長岡市片田町字西荒田 1024番地 株式会社米峰長岡営業所

議案第91号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	小型動力ポンプ付 軽積載車等 8台	49,671,600円	長岡市稲保4丁目713番地2 船山株式会社

議案第92号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田 達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
被 服	消防団員用 防火服・防火帽 306着	40,055,400円	長岡市原町1丁目5番地15 株式会社シマキュウ

議案第93号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
通信機器	消防救急デジタル 無線設備 一式	291,500,000円	長岡市下々条3丁目 1438番地3 藤島無線工業株式会社

議案第94号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	ロータリ除雪車 1台	64,570,000円	長岡市川崎町2166番地1 株式会社星野自動車工業

議案第95号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	除雪グレーダ 1台	42,652,500円	東京都港区白金1丁目 17番3号 コマツカスタマーサポ ート株式会社東京関越カン パニー

議案第96号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
車 両	除雪ドーザ 1台	19,925,400円	東京都港区白金1丁目 17番3号 コマツカスタマーサポ ート株式会社東京関越カン パニー

報告第1号

継続費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和7年度長岡市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和7年度長岡市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計				繰越金	国・県支出金	特定財源	その他
円													
土木費	都市計画費	米百俵プレイスミライエ長岡東館整備事業	6,659,421,000	4,184,592,000	298,161,000	4,482,753,000	4,054,190,000	428,563,000	428,563,000	1,345,000	201,918,000	225,300,000	
土木費	都市計画費	米百俵プレイス東館整備事業	2,694,007,000	1,746,603,000	102,396,000	1,848,999,000	1,683,099,000	165,900,000	165,900,000	88,400,000		77,500,000	
教育費	小学校費	宮内小学校大規模改造事業	2,853,200,000	855,900,000	1,733,620,000	2,589,520,000	1,576,080,000	1,013,440,000	1,013,440,000	159,354,000	190,486,000	663,600,000	
教育費	小学校費	川崎東小学校大規模改造事業	3,244,236,000	323,424,000		323,424,000		323,424,000	323,424,000	342,000	54,782,000	268,300,000	
教育費	中学校費	江陽中学校大規模改造事業	3,708,742,000	2,225,245,000	369,874,000	2,595,119,000	234,080,000	2,361,039,000	2,361,039,000	137,290,000	294,949,000	1,928,800,000	
教育費	総合支援学校費	総合支援学校・高等総合支援学校冷暖房設備改修事業	742,368,000	7,324,000		7,324,000		7,324,000	7,324,000	300,000	624,000	6,400,000	
教育費	体育費	陸上競技場再公認等整備事業	152,000,000	60,800,000		60,800,000	58,762,000	2,038,000	2,038,000	2,038,000			
計			20,053,974,000	9,403,888,000	2,504,051,000	11,907,939,000	7,606,211,000	4,301,728,000	4,301,728,000	389,069,000	742,759,000	3,169,900,000	

報告第2号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和7年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和7年度長岡市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る繰越要するた な抑資産の購入 限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	長岡中央浄化一備業 七ヶ瀬水設 汚泥脱新事	1,171,000,000	499,200,000	499,200,000	230,770,000	268,430,000	268,430,000	147,305,000	121,100,000	25,000		
		中之島浄化一備業 七ヶ瀬水設 汚泥脱新事	282,000,000	80,300,000	80,300,000	30,800,000	49,500,000	49,500,000	27,060,000	22,400,000	40,000		
		計	1,453,000,000	579,500,000	579,500,000	261,570,000	317,930,000	317,930,000	174,365,000	143,500,000	65,000		

報告第3号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和7年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和7年度長岡市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越額を要するたな即資産の購入限度額					
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金						
													円					
資本的支出	建設改良費	石更動新	550,000,000	192,060,000	23,930,500	215,990,500	112,200,000	103,790,500	103,790,500		8,300,000	95,490,500						
資本的支出	建設改良費	砂見浄水場入設新	495,000,000	137,500,000		137,500,000		137,500,000	137,500,000			137,500,000						
資本的支出	建設改良費	砂更浄水場盤等事	37,400,000	17,600,000		17,600,000		17,600,000	17,600,000			17,600,000						
資本的支出	建設改良費	砂更浄水場2号沈でん池弁類等事	38,500,000	16,500,000		16,500,000	5,800,000	10,700,000	10,700,000			10,700,000						
資本的支出	建設改良費	青葉台ポンプ自家発電新	187,000,000	7,700,000		7,700,000		7,700,000	7,700,000			7,700,000						
資本的支出	建設改良費	大瀬高圧室新	106,700,000	8,030,000		8,030,000	2,134,000	5,896,000	5,896,000			5,896,000						
計																		
													円					
									1,414,600,000	379,390,000	23,930,500	403,320,500	120,134,000	283,186,500	283,186,500	8,300,000	274,886,500	

報告第4号

継続費繰越計算書報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定に基づき、令和7年度長岡市簡易水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市簡易水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生(見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国・県支出金	企業債	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	中山浄水場の過設備更新事業	1,409,100,000	435,600,000		435,600,000	165,100,000	270,500,000	252,800,000		17,700,000		

報告第5号

繰越明許費繰越計算書報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和7年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
総務費	総務管理費	支所整備事業費	35,018,000	35,016,400	3,600,000	4,700,000	23,100,000	3,616,400	
総務費	総務管理費	リリックホール整備費	142,295,000	142,294,660	24,295,000	2,030,000	115,000,000	969,660	
総務費	総務管理費	コミュニティセンター整備事業費	18,700,000	18,700,000			16,800,000	1,900,000	
総務費	総務管理費	川口地域交流拠点施設(仮称)整備事業費	12,600,000	9,655,800	1,959,000	2,700,000	4,900,000	96,800	
総務費	総務管理費	長岡戦災資料館移転整備事業費	126,000,000	82,597,760	6,098,000	17,196,000	53,700,000	5,603,760	
総務費	総務管理費	物価高騰対応・暮らしと地域の応援商品券事業費(総合経済対策分)	64,200,000	62,494,375				62,494,375	
総務費	徴税	賦課事務費	5,755,000	5,709,517				5,709,517	
総務費	戸籍基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	8,690,000	8,690,000				8,690,000	
総務費	戸籍基本台帳費	戸籍住民基本台帳費(総合経済対策分)	6,776,000	6,776,000		6,776,000			
民生費	社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等事業費	19,910,000	19,910,000		19,910,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	
民生費	社会福祉費	老人福祉施設整備事業費	7,042,000	7,042,000		6,300,000		742,000	
民生費	社会福祉費	デイサービスセンター整備事業費	1,958,000	1,958,000		1,900,000		58,000	
民生費	児童福祉費	保育所空調設備等改修事業費	30,000,000	29,868,300		26,800,000		3,068,300	
衛生費	保健衛生費	新斎場整備費	95,244,000	95,243,200		87,900,000	2,900,000	4,443,200	
労働費	労働諸費	職業技能センター移転事業費	6,560,000	6,560,000		5,900,000		660,000	
農林水産業費	農業費	団体営土地改良事業費	1,800,000	1,800,000		900,000		900,000	
農林水産業費	農業費	営土地改良事業費(総合)	186,819,000	186,819,000		168,300,000		18,519,000	
農林水産業費	林業費	森林整備林業振興事業費	14,000,000	14,000,000		6,900,000		850,000	
商工費	商工費	観光施設整備事業費	46,000,000	46,000,000		46,000,000			
土木費	道路橋りょう費	道路経路維持対策費(総合)	45,000,000	45,000,000		21,491,000	21,400,000	2,109,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費	1,563,772,000	1,425,544,000	円	円	円	218,021,000	
土木費	道路橋りょう費	道路整備事業費 (総合経済対策分)	735,500,000	735,500,000		623,100,000		584,423,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経済費	358,600,000	305,329,800		314,400,000		371,080,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう維持経済費 (総合経済対策分)	24,000,000	24,000,000		10,000,000		12,248,000	
土木費	道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業費	5,622,000	4,380,300		3,900,000			
土木費	河川費	河川整備事業費	51,116,000	30,542,000		30,500,000			
土木費	都市計画費	公園施設安全・安心対策事業費 (総合経済対策分)	14,500,000	14,500,000		6,900,000		6,900,000	
土木費	都市計画費	明治公園整備事業費	41,300,000	41,300,000	1,849,000	17,600,000		19,600,000	
消防費	消防費	水利施設整備事業費	8,139,000	8,139,000					
消防費	消防費	消防団施設整備事業費	36,247,000	36,247,000		36,200,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
消費防費	防費	避難対策事業費 (総合経済対策分)	99,500,000	99,500,000	円	円	円	円	49,750,000
消費防費	防費	ハザードマップ関連事業費	19,200,000	19,199,400					9,599,700
消費防費	防費	防災情報システム管理運営費	1,200,000	1,188,000			1,100,000		88,000
消費防費	防費	与板地域アークード撤去事業費	46,537,000	36,237,700			32,600,000		3,637,700
消費防費	防費	道路除雪機械整備事業費 (総合経済対策分)	90,000,000	90,000,000			28,000,000		6,000,000
教育費	小学校	小学校大規模改造事業費	33,300,000	8,884,000			6,600,000		2,284,000
教育費	小学校	小学校大規模改造事業費 (総合経済対策分)	1,066,826,000	960,026,000			824,300,000		605,000
教育費	中学校	中学校大規模改造事業費 (総合経済対策分)	409,158,000	409,158,000			295,200,000		12,860,000
教育費	社会教育費	大河津分水路発掘調査事業費	321,770,000	321,761,000				321,761,000	
教育費	社会教育費	中央図書館改修事業費	67,020,000	47,957,800	4,300,000		43,100,000		557,800

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	地方債	その他	
教育費	保健体育費	長岡ニユータータウン運動公園整備事業費(総合経済対策分)	213,500,000	213,500,000	円	円	円	円	
教育費	保健体育費	スポーツ施設耐震改修整備事業費	179,000,000	178,990,700		106,750,000	178,900,000	50,000	
災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	農地農業施設災害復旧事業費	38,464,000	38,463,540				25,283,540	
災害復旧費	公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業費	78,100,000	70,900,000		6,567,600	61,000,000	3,332,400	
計			6,376,738,000	5,947,383,252	42,101,000	1,705,911,300	3,313,400,000	337,841,000	548,129,952

報告第6号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度長岡市下水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和7年度長岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (未普及消事業)	48,300,000		48,300,000	円	円	円	円	円		関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができません。ため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (浸水対策事業)	113,588,000		113,588,000	円	60,900,000		14,457,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができません。ため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業 (改築更新事業)	113,000,000		113,000,000	円	99,900,000		73,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができません。ため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公共下水道事業 (未普及消事業)	131,328,000		131,328,000	円	90,800,000		33,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができません。ため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	特定環境保全 公下水道事業 (浸水対策事業)	6,700,000		6,700,000	円	2,789,000	3,900,000	11,000		円	関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
	建設改良費	特定環境保全 公下水道事業 (改築更新事業)	53,400,000		53,400,000		9,603,000	43,700,000	97,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
計			466,316,000		466,316,000		121,141,000	330,500,000	14,675,000			

報告第7号

建設改良費繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度長岡市水道事業会計建設改良費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和7年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	寺泊浄水場浄水池水位更新事業	1,430,000		1,430,000			1,430,000				機器の納期に時間を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	送・配水管布設等事業(妙見浄水場給水区域拡大関連)	415,880,000	140,700,000	275,180,000		122,100,000	960,000	152,120,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	送配水管移設事業	82,070,000		82,070,000			50,664,000	31,406,000			県道橋補修工事との工程調整の結果、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	配水管布設替等事業	411,816,100	118,700,000	293,116,100		128,100,000	7,179,000	157,837,100			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源の内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越るるたな即要するたな購入資産の額	説明
						国・県支出金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
資本的支出	建設改良費	水道管路緊急改善事業	66,580,000	28,800,000	37,780,000	4,308,000	17,600,000		15,872,000			関係機関との協議・調整に不測の日数を要し、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	水道管路緊急改善事業 (総合経済対策分)	88,160,000		88,160,000	10,000,000	78,100,000		60,000			経済対策に基づき補正予算によるもので、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
資本的支出	建設改良費	導水管・送水管 耐震化事業 (総合経済対策分)	59,400,000		59,400,000	16,000,000	43,400,000					経済対策に基づき補正予算によるもので、年度内完成ができないため、繰り越すものである。
計			1,125,336,100	288,200,000	837,136,100	30,308,000	389,300,000	58,803,000	358,725,100			

報告第8号

事故繰越し繰越計算書報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、令和7年度長岡市水道事業会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和8年6月9日提出

長岡市長 磯田達伸

# 令和7年度長岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たなな購入資産の購入限度額	説明
						国・県支出金	企業債	受託工収益	一般財源			
事業費用	営業費用	妙見浄水場放流ポンプ緊急修繕事業	3,993,000		3,993,000	円			3,993,000	円		修繕部材の調達等に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰り越すものである。
事業費用	営業費用	栖吉高区配水池配水管漏水修繕事業	1,324,400		1,324,400	円			1,324,400	円		修繕部材の調達等に不測の日数を要し、年度内完成ができなくなったため、繰り越すものである。
事業費用	営業費用	送・配水管布設替等事業	7,846,411		7,846,411	円			7,846,411	円		関係機関との協議・調整の結果、年度内完成ができない配水管布設替工事に伴う固定資産撤去費を繰り越すものである。
計									13,163,811			